

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」再支給のご案内

1 支給対象世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給期間が終了した世帯に対し、再支給が可能です。

以下の要件にすべて当てはまる世帯は、令和4年12月31日まで再支給の申請ができます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、既に終了した / 自立支援金（再支給）の申請月で終了すること

収入が、① + ②の合計額を超えないこと

（単位：万円）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
市町村民税の均等割が非課税となる 収入額の1/12（基準額）	7.8	11.5	14	17.5	20.9	24.2	27.5
生活保護の住宅扶助基準額	3.2	3.8	4.2	4.2	4.2	4.5	5
収入基準額（ + ）	11	15.3	18.2	21.7	25.1	28.7	32.5

資産が、上記 の6倍以下（ただし100万円以下）

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・ 公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

支給額と支給期間は、初回の支給と同じです。

月額
の支給額 住居確保給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

支給手続きやお問い合わせ先は、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

申請期限は令和4年12月31日です。

もう一度、お住まいの自立相談支援機関（ ）へ申請が必要です。

申請方法は、原則、郵送でご提出ください。

なお、**窓口での相談を希望**される場合は、**必ず電話予約**をお願いします。

同封の申請書及び添付書類を添付の上、申請ください。

添付書類については、チェックリストにより漏れがないかご確認ください。

支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。

また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります



長与町にお住まいの方は「西彼福祉事務所」が窓口となります。

お問い合わせ	長与町	西彼福祉事務所	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟1階	095-846-8955
	時津町	時津町生活相談支援センター	西彼杵郡時津町左底郷367	095-882-0777
	東彼杵町	東彼杵町自立相談支援事業所 くらし・しごと・家計困りごと相談室	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1808-1	0957-47-8700
	川棚町	川棚町自立相談支援事業所 くらし・しごと・家計困りごと相談室	東彼杵郡川棚町栄町37-2	0956-82-6564
	波佐見町	くらしとしごとサポートセンター	東彼杵郡波佐見町長野郷 173番地2	0956-85-2240
	佐々町	佐々町総合相談支援センター	北松浦郡佐々町市場免23-1	0956-63-5900
	新上五島町	上五島福祉事務所	南松浦郡新上五島町浦桑郷 348-1	0959-54-2131



自立支援金を利用できない方、自立支援金を受け終わった方へ

月10万円の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できる求職者支援制度など、新型コロナウイルスの影響により生活にお困りの方を支えるための支援策が他にもございます。各種支援策はこちら（厚生労働省ホームページ）からご確認くださいませ。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html



**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。